

生	00	01	3年
(令和9年3月末まで保存)			
(令和9年3月末まで有効)			

生保第51号
令和5年6月14日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行に係る同法等の周知依頼について

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）は、令和5年1月5日及び同年4月1日に一部の規定が施行されているところ、同年6月1日に禁止行為及び取消権の一部の規定（第4条第3号及び第4号並びに第8条（第4条第3号及び第4号に係る部分に限る。））が施行され、これに伴い、同日をもって不当寄附勧誘防止法の全ての規定が施行された。

今般、消費者庁から警察庁に対し、別添のとおり、不当寄附勧誘防止法の全ての規定が施行された旨に加えて、不当寄附勧誘防止法に係るチラシ等の広報資料やウェブフォームの開設について、周知依頼があったので、通知する。

なお、各所属においては、引き続き関係機関等との連携を密にしつつ、同法の内容及び別添資料を確認の上、法人等からの不当な寄附勧誘等による被害の相談があった場合には、必要に応じ、然るべき相談窓口を教示するなど、適切に対応されたい。

担当：生活保安課指導係

事務連絡

令和5年6月1日

各府省庁消費者政策担当課 御中

消費者庁 消費者政策課

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について(通知)

平素より消費者行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。)は、既に本年1月5日に施行されているところですが、このたび、同年6月1日に禁止行為及び取消権の一部の規定(第4条第3号・第4号及び第8条(第4条第3号及び第4号に係る部分に限る。))が施行されました。これに伴い、同日をもって不当寄附勧誘防止法の全ての規定が施行されました。

また、消費者庁におきましては、消費者庁ウェブサイトに、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報の提供を受け付けるウェブフォーム(※1)を開設しており、不当な寄附勧誘の実態把握に努めることとしております。

各府省庁消費者政策担当課におかれましては、法人等からの不当な寄附勧誘等による被害の防止・救済の実効が上がるよう、関係機関等に対して、不当寄附勧誘防止法の全ての規定が施行された旨に加えて、チラシ等の不当寄附勧誘防止法に係る広報資料(※2)や前記ウェブフォームについても、引き続き、御周知いただきますようお願いいたします。

※1 ウェブフォーム

<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1214>

※2 広報資料

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/

以上

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室

03-3507-8800(代表)